

商店街空き店舗にてお店を始める事業者の皆様へ

活力ある商店街支援事業 のご案内

賃料の一部を最大2年間補助します

補助金額について

毎月の賃料（税別）を下表の割合にて負担いたします。

区分	1年目	2年目	補助上限額
1階路面店	8/12	6/12	月20万円 (年間240万円)

※1,000円未満切り捨て

※ご利用頂くには、所定の審査がございます。また敷金や礼金、仲介手数料等は対象になりませんので、ご注意ください。

※1階路面店以外の物件をご希望の方は受付対象外となりますので、その場合は福島市「街なか出店家賃支援制度」へのお問い合わせ、申請をお願いいたします。

【問い合わせ先】

福島市役所にぎわい商業課 TEL：024-525-3720

ホームページ：https://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/5/1021/1/1142.html

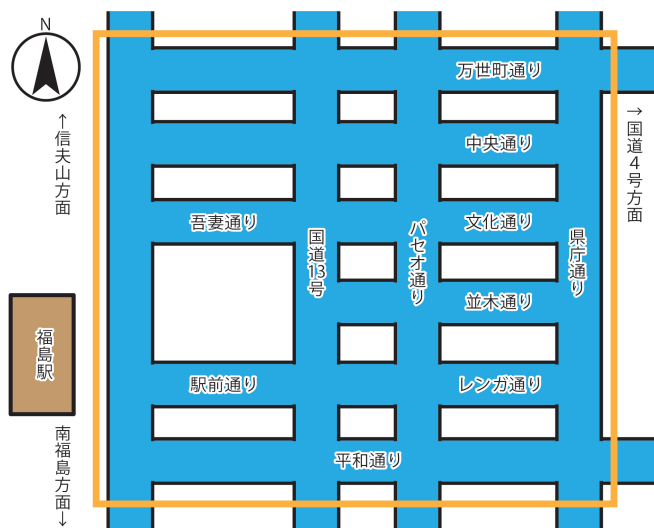
事業内容について

当事業をご利用の際には、下記条件を満たす必要があります。

- ①商店街の日中のにぎわい創出に寄与する事業であること
 - ②対象業種：物販またはサービス業（一部除く）
※飲食店は日中営業を基本とし、20時以内の営業であれば可とします。
 - ③事業主体である弊社の、まちづくりに対する理念に賛同賛同できる方。
※補助交付については、審査会に合格した場合、交付となります。
- <補助対象外となる例>
- ・店舗利用に条件を課している（例：英会話教室）
 - ・店舗利用に予約が必要（例：理美容業）
 - ・主な営業時間が夜間である（例：居酒屋）

空き店舗について

概ね下図MAPを基準とした、中心部の商店街地域にある空き店舗が対象となります。



出店希望先の空き店舗をお探しいただき、**契約前**にお申込みください。

なお、空き店舗は下記条件を満たす必要があります。

- ・1階路面店である
- ・6ヶ月以上空き店舗となっている

※物件所有者あるいは仲介業者に、空き店舗期間証明書を記入していただく必要があります。

※物件契約後のお申込みについては、補助対象外となります。

※予算状況によって、早めに受付終了する場合がございます。

